

第 16 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 5 月 15 日（金） 8 時 57 分～9 時 20 分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2 階 多目的ホール

3. 出席農業委員 (15 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	欠	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	欠	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	17 番委員	齋 藤 美也子	18 番委員	欠
19 番委員	欠				

4. 欠席農業委員 (4 名)

10 番委員	三 浦 良 孝	13 番委員	小山内 知 寛	18 番委員	對 馬 忠 法
19 番委員	大 川 哲 彌				

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	欠	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 欠席農地利用最適化推進委員【調査員】 (1 名)

平賀-5	谷 川 信 秀				
------	---------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (5 名)

事務局長	小 野 生 子	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也	主査	谷 川 智 也
主事	佐 藤 千 尋	専門員	佐 藤 千代彦		

8. 議事日程等

- 第 1 開 会
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議事録署名者の指名
- 第 4 書記の指名
- 第 5 上程議案

- 議案第 51 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 52 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 40 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 41 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 42 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 43 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉 会

9. 会議の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ 	<p>(省 略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会憲章 唱和（委員全員） 	<p>(省 略)</p>
	<p>[開会 8 時 57 分]</p>
<p>議長 (柴田 博明)</p>	<p>これより、第 16 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 15 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。 12 番古川委員、14 番丹代委員の両名にお願いいたします。 議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、佐藤主事、佐藤専門員の出席を求めました。 書記には、佐藤専門員を採用いたします。</p>

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 51 号から議案第 53 号まで 3 件、ほかに報告が 4 件でございます。

議案審議に入る前にお伝えします。

新型コロナウイルス感染症対策として総会に係る時間を短縮するため、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第 51 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

佐藤主事

1 ページをご覧ください。

議案第 51 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、および、別添 2、関連案件一覧も合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転の案件から説明します。

今回の申請事由は、整理番号 77 番は、譲受人の親からの受贈、78 番は、譲渡人の要望（耕作不便）、79 番、80 番は、譲受人の経営拡大、81 番は、第三者間の贈与によるものです。

売買価格は、

整理番号 78 番	総額	1,000 円	10 アール当たり	18,182 円
整理番号 79 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	208,768 円
整理番号 80 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	205,339 円

となっています。

今回の件数は 5 件、面積 20,178 平方メートルで、田 4 筆 5,355 平方メートル、畑 11 筆 14,823 平方メートルとなっています。

次に、4 ページの賃貸借権設定です。

今回の申請事由は、整理番号 178 番、179 番、181 番から 184 番は、譲受人の経営拡大、180 番は、新規就農によるものです。

今回の件数は 7 件、面積 36,797 平方メートルで、田 9 筆 15,932 平方メートル、畑 6 筆 20,865 平方メートルとなっています。

次に、6 ページの使用貸借権設定です。

今回の申請事由は、整理番号 27 番、29 番、32 番は、経営移譲年金を引き続き受給するための再設定、28 番、30 番、31 番は、借受人の経営拡大によるものです。

今回の件数は 6 件、面積 39,161 平方メートルで、田 6 筆 23,299 平方メートル、畑 19 筆 15,862 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には

該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

所有権移転の整理番号 77 番、使用貸借権設定の整理番号 27 番、29 番、32 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、議案第 47 号の現地調査を行った委員の方で疑問点等がある方はいますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 51 号について、質疑、ご意見を求めます。

4 番今井委員

賃貸借権設定の整理番号 180 番について、新規就農とのことですが、何を作付するのでしょうか。

佐藤主事

りんごを作付する予定です。

4 番今井委員

わかりました。

議長

他に質疑、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 51 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 52 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

8 ページをご覧ください。

議案第 52 号は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

別添 3、農地転用許可基準説明書と合わせて、9 ページをご覧ください。

今回申請のあった 3 件については、農地区分が、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、いずれも第一種農地と判断されます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、今回の 3 件の申請は、例外的に許可できる基準を満たしており、許可相当と考えます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

それでは、個別に説明いたします。

整理番号 15 番は、10 ページの位置図及び 11 ページの案内図のとおり、申請地は金田小学校から南東へ約 1 キロメートルに位置する農地です。

12 ページの土地利用計画図の市街化調整区域の部分が申請地で、転用目的は、会社の従業員用駐車場です。

なお、市街化区域の部分は、後ほど 30 ページで報告しますが、届出が提出されています。

今回の申請は、既存の敷地面積 1,808 平方メートルに対し、所要面積が 354 平方メートルであり、代替する土地がない場合、既存敷地の面積 2 分の 1 以下の拡張であれば、例外的に許可できるという基準を満たしております。

次に、整理番号 16 番の案件について説明いたします。

16 番は、13 ページの位置図及び 14 ページの案内図のとおり、申請地は、尾崎公民館から西へ 230 メートルに位置する農地です。15 ページの土地利用計画図のとおり、転用目的は、普通住宅の建築です。

この申請は、整理番号 15 番と同様、代替となる土地がなく、既存施設の拡張によるものとして許可が可能であり、既存の敷地面積 1,094 平方メートルに対し、所要面積が 2 分の 1 以下の 226 平方メートルでありますので、基準を満たしております。

次に、整理番号 17 番の案件について説明いたします。

17 番は、16 ページの位置図及び 17 ページの案内図のとおり、申請地は、津軽みらい農協の唐竹りんごセンターから南へ約 1.9 キロメートルに位置する農地です。

18 ページの土地利用計画図のとおり、転用目的は、一時転用による凝灰岩の採取です。

採取場所は、唐竹から大鱈町へ通じる道路沿いにあります。

他に代替の土地がなく、採取後ただちに農地へ復元することに関連する要件すべてに該当する場合に限り、例外的に許可可能となっており、今回の申請は、これに該当いたします。

なお、一時転用の期間は、最長 3 年間であり、砂利採取の場合は、面積に関係なく青森県農業会議の意見を聴取することになっており、

その後許可書を送付することを申し添えます。

今回の申請の合計面積は 4,818 平方メートル、田 1 筆 226 平方メートル、畑 2 筆 4,592 平方メートルです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、4 番今井委員、疑問点等がありましたらお願いします。

4 番今井委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 52 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

整理番号 17 番について、一時転用とのことですが、最長 3 年間の転用期間終了後、農地に復元したかを確認しに行くのでしょうか。

谷川主査

確認しに行くことになります。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

他に質疑、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 52 号を、原案のとおり、許可すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 52 号を、原案のとおり、許可すべきものと決定いたします。

次に、議案第 53 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

19 ページをご覧ください。

議案第 53 号は、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地集積計画を定めるため審議を求めるものです。

20 ページをご覧ください。

所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 101 番から 107 番は全て譲受人の経営拡大による売買です。
今回の件数は 7 件、面積 16,865 平方メートルで、田 6 筆 6,705 平方メートル、畑 5 筆 10,160 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 4 のとおりです。

22 ページをご覧ください。

利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 41 番から 52 番は、全て農地中間管理事業による利用権設定で、一括方式によるものです。

今回の件数は 12 件、面積 46,230 平方メートルで、地目は全て田です。

今回、申請のあった案件については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、14 番丹代委員、疑問点等がありましたらお願いします。

14 番丹代委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 53 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 53 号を、原案のとおり、許可すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 53 号を、原案のとおり、許可すべきものと決定いたします。

次に、報告 4 件を一括して、事務局から説明願います。

佐藤主事

25 ページをご覧ください。

報告第 40 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

26 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 68 番は、法人へ貸付するために解約、

69 番は、他者へ贈与するため解約するものです。

今回の件数は 2 件、面積 7,920 平方メートルで、田 4 筆 4,681 平方メートル、畑 3 筆 3,239 平方メートルとなっています。

27 ページをご覧ください。

報告第 41 号は、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

28 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 30 番は、他者へ売買するため、31 番は、他者へ貸付するため解約するものです。

今回の件数は 2 件、面積 3,030 平方メートルで、地目は全て畑です。

29 ページをご覧ください。

報告第 42 号は、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

30 ページをご覧ください。

整理番号 15 番は、31 ページの位置図及び 32 ページの案内図のとおり、届出地は、金田小学校から東へ約 300 メートルに位置する農地です。

33 ページの土地利用計画図のとおり、転用目的は、普通住宅の建築です。

整理番号 16 番は、34 ページの位置図及び 35 ページの案内図のとおり、届出地は金田小学校から南東へ約 1 キロメートルに位置する農地です。

36 ページの土地利用計画図の市街化区域の部分が申請地で、転用目的は、会社の従業員用駐車場です。

なお、この届出は、9 ページで先ほど説明しました整理番号 15 番と隣接しています。

今回の届出件数は 2 件で、面積 1,120 平方メートル、畑 2 筆となっています。

37 ページをご覧ください。

報告第 43 号は、農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について、別紙のとおり農地改良届出書を受理したので報告するものです。

38 ページをご覧ください。

整理番号 5 番は、39 ページの位置図及び 40 ページの案内図のとおり、届出地は、尾上中学校から南西へ約 700 メートルに位置する農地です。

谷川

41 ページが土地利用計画図で、盛土後は野菜を作付するそうです。
次に、整理番号 6 番は、42 ページの位置図及び 43 ページの案内図のとおり、届出地は、尾上野球場から南西へ約 620 メートルに位置する農地です。

44 ページが土地利用計画図で、盛土後は枝豆・かぼちゃを作付するそうです。

今回の届出件数は 2 件で、面積 1,654 平方メートル、田 2 筆です。

以上で、報告の説明を終わります。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

よって、第 16 回総会を閉会いたします。

[閉会 9 時 20 分]